

## 富山県消費生活相談員人材バンク設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、消費生活相談体制の強化を図るため、県内の消費生活センター、消費生活相談窓口又は富山県消費者協会（以下「消費生活センター等」という。）に消費生活相談員又は富山県消費者協会の情報アドバイザー（以下「消費生活相談員等」という。）として就業を希望する有資格者を把握し、市町村及び富山県消費者協会（以下「市町村等」という。）への情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、生活環境文化部県民生活課（以下「県民生活課」という。）に、富山県消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

### (登録対象者)

第3条 人材バンクに登録できる者（以下「登録対象者」という。）は、消費生活センター等に消費生活相談員等として就業を希望する者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者
- (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- (3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- (4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

### (登録情報)

第4条 人材バンクに登録する情報は、登録対象者の氏名、性別（任意）、生年月日、住所、連絡先、保有資格、相談業務に関する経歴、勤務に関する希望、その他県民生活課長が必要と認めたものとする。

(登録申請及び人材バンクへの登録等)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者は、人材バンク登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて県民生活課長に提出するものとする。

2 県民生活課長は、前項の申請に基づき、人材バンクへの登録を行うとともに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(登録情報の変更)

第6条 人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに人材バンク登録変更届(様式第2号)を県民生活課長に提出するものとする。

2 県民生活課長は、前項の届出を受理したときは、登録情報の更新を行うものとする。

(登録情報の削除)

第7条 登録者は、人材バンクの登録を希望しなくなった場合には、速やかに人材バンク登録辞退届(様式第3号)を県民生活課長に提出するものとする。

2 県民生活課長は、前項の届出を受理したときは、人材バンクから登録情報を削除するものとする。

(人材バンクの活用方法等)

第8条 消費生活相談員等の採用を目的として登録情報の提供を受けようとする消費生活センター等の長は、人材バンク情報提供依頼書(様式第4号)により、県民生活課長に申請するものとする。

2 県民生活課長は、前項の依頼を受けたときは、人材バンクに登録された情報を提供するものとする。

- 3 消費生活センター等の長は、前項で提供された情報を消費生活相談員等の採用に活用するものとする。
- 4 消費生活センター等の長は、前項により登録者を採用したときは、速やかに消費生活相談員等採用届（様式第5号）を県民生活課長に提出するものとする。
- 5 県は、消費生活相談員の採用にあたり、人材バンクの登録情報を活用することができるものとする。
- 6 県は、登録者に対して必要に応じ次の情報提供を行う。
  - (1) 県内消費生活センター等の消費生活相談員等募集に関する情報
  - (2) 消費生活に関する講座や研修の案内
  - (3) その他、消費生活相談員等としての業務の遂行に有益と思われる情報

（個人情報の取扱い）

第9条 県は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

- 2 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報を第8条第1項の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。
- 3 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（登録の抹消・取消）

第10条 県民生活課長は、登録者が所在不明となったときは、その者の登録を抹消することができる。

- 2 県民生活課長は、登録者について、第5条第1項の申請若しくは第6条第1項の届出の内容に虚偽があった場合、または消費生活相談員等としてふさわしくないと認められる行為があった場合は、その者の登録を取り消すことができる。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は県民生活課長が別に定める。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。